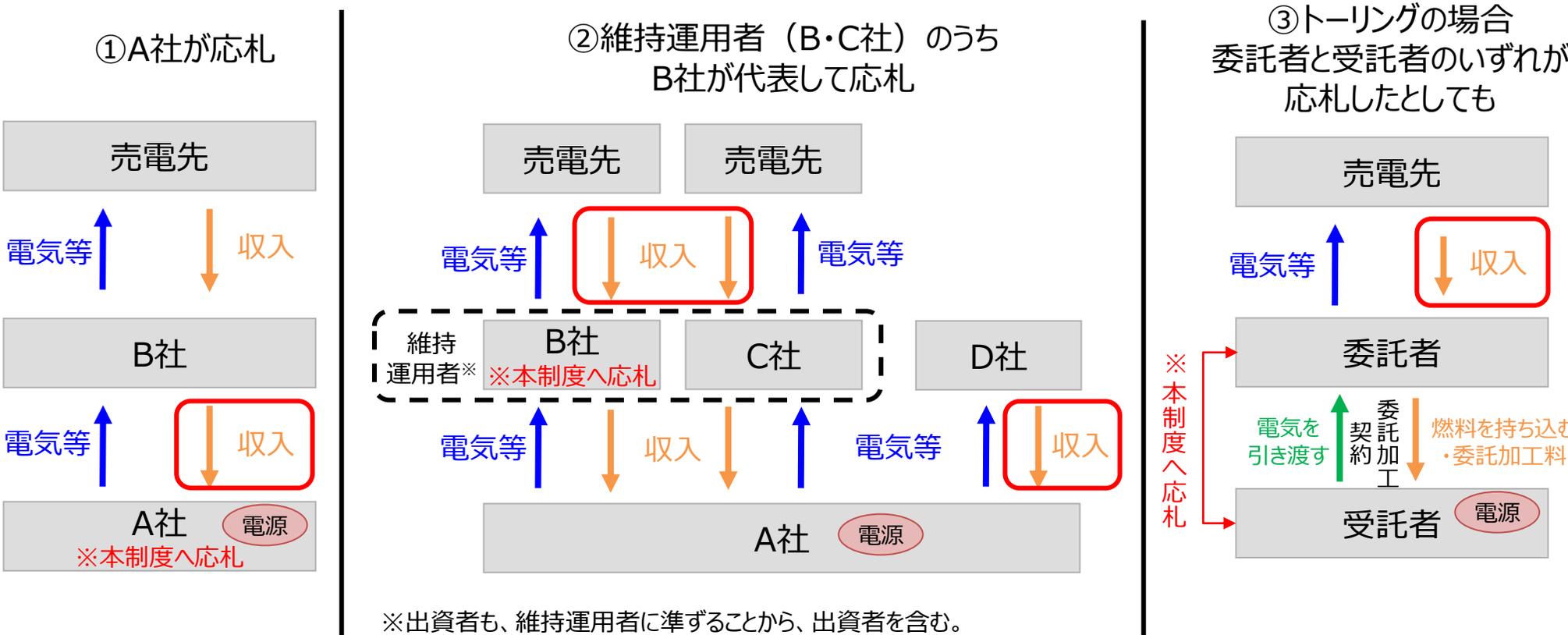


他市場収入の適用箇所

- 他市場収益の還付の計算における他市場収入は、「**応札事業者**」が得る**他市場収入（kWh収入※・非化石収入）**を使用する。 ※需給調整市場からの収入を含む。
- 電源を維持・運用する者が電源保有会社以外の場合は、維持運用者の内の代表者が応札事業者となるが、電源保有会社から応札事業者を含む維持運用者に対して電気・非化石価値を卸す場合は、「**維持運用者**」が得る**他市場収入**を使用する。また、電源保有会社が、維持運用者以外の**第三者に電気・非化石価値を卸す場合は、その収入**を使用する。



注：①②はトーリングに準ずる場合（燃料を提供して電気を卸してもらう場合）も含む。

他市場収益の還付の計算における他市場収入